

消費者団体訴訟制度の実効的な運用に  
資する支援の在り方に関する検討会  
第7回議事録

消費者庁消費者制度課

第7回消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の  
在り方に関する検討会  
議事次第

日 時：平成28年5月25日（水）16:00～17:45

場 所：中央合同庁舎第4号館  
共用第3特別会議室

1. 開会
2. 取りまとめ①
3. その他
4. 閉会

○升田座長 それでは、定刻となりましたので、これより第7回「消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関する検討会」を開催いたしたいと思えます。

本日以降、取りまとめに向けた御議論をお願いしておりますので、ひとつよろしく願ひいたします。

では、まず最初に、本日の配布資料につきまして、消費者庁から御説明をお願いいたします。

○加納課長 それでは、本日もどうぞよろしく願ひ申し上げます。

本日は、長村委員と塚本委員が御欠席でございます。

配布資料でございますけれども、資料1としまして、検討会報告書（案）をおつけしております。本日は、これに基づきまして、取りまとめを御議論いただければ幸いでございます。そのほか、いつものように基本資料集をお手元に配らせていただいております。こちらにつきましては、お持ち帰りにならないように御利用いただければ幸いであります。資料に不足等ございましたらお申しつけいただければと思えます。

以上です。

○升田座長 どうもありがとうございました。

それでは、早速、議題に移りたいと思えます。

まず、資料1の第1及び第2について御説明をお願いいたします。

○小田専門官 では、資料1の第1と第2の部分について御説明します。

第1の部分は「はじめに」ということで、まず、前半の方で、消費者団体訴訟制度ができるようになってからこれまでの経緯について書いております。後半部分では、この検討会が開催されるに至った背景を記載させていただいております。具体的に言いますと、適格消費者団体がこの間、ボランティアで活動している現状であることや、適格消費者団体の活動には公益性があるということを書いております。適格消費者団体の公益的な活動を行政が適切に支援すれば民間団体としての活動の限界を超えることができるのではないかと、その公益的な活動がより一層実効的に機能することになるのではないかとということでこの検討会を開催させていただいたという経緯を記載させていただいております。

第2の部分は「適格消費者団体の現状」ということで、第2回検討会において適格消費者団体に対してアンケート調査を実施し、ヒアリングも行っておりますので、それを整理させていただいたものをまとめて記載させていただいております。

私からは以上になります。

○升田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの消費者庁の御説明につきまして、御質問、御意見ございましたら願ひいたします。どうぞ、磯辺委員。

○磯辺委員 適格消費者団体の第2の現状のところの表記ぶりの話ですけれども、現状をヒアリングを踏まえて適切にまとめていただいて全体としてありがたいと思っております。

8ページの「(4) PIO-NET端末の配備について」のところですが、「また」以降の表

記ぶりが「配備された際には（中略）セキュリティ対策が必要となることを指摘する意見が複数あった」ということになっています。対策を講じるのは団体自身になりますので、表記ぶりを例えば「セキュリティ対策を実施するとの意思が複数から示された」とか、団体の自主的意思として言及があったと表記していただいた方がいいと感じました。

以上です。

○升田座長 そのほかいかがでしょうか。伊藤委員。

○伊藤委員 ヒアリングを踏まえて団体の現状についてまとめていただきまして、ありがとうございます。

私も表現ぶりのところなのですが、5ページの2の活動資金の「（1）総支出の規模及び団体の活動への影響」というところがございます。下から2行目からの段落が「多くの適格消費者団体が、現在の支出規模では十分な活動ができないと考えており」ということで、ここまではいいのですが、「とくに、差止請求対象事案のより幅広い把握や」というところ、その後の「活動資金の制約から思うように展開できていないという意見が多かった」というところは、特に活動資金の制約があることによって展開できていないこととしては、団体のヒアリングを見返してみましたが、差止請求対象事案を幅広く把握することよりも、むしろ団体から指摘が多かったのは、活動資金の制約があることによって理事や専門委員の業務がボランティアベースになっているということの影響があって、事実上、本来であれば取り組むべき事案について取り組めていないとか、あるいは本来求められる迅速な対応が十分できていないとか、訴訟については、これは費用の支出が伴いますので、極めて低水準ながらも弁護士費用の支払いをしているような団体では予算上の制約から訴訟提起できる件数が制約されている、そういう実情がお話しされていたと思っております。そういう意味で、事案を把握するというのではなくて、把握した取り組むべき事案に対する取り組み、差止請求業務そのものが思うように展開できていない、そういうことを言っていたのかなと思いますので、その点を正面から書いていただければと思います。

続けてよろしいですか。

○升田座長 どうぞ。

○伊藤委員 続きまして、8ページの「（4）PIO-NET端末の配備について」というところがございます。ここの3行目の終わりの方から「一方で、配備・維持費用に関する懸念から、消極的な意見も多くみられた」という記載がございます。この点、団体のヒアリングの中身をもう一回見返してみましたが、配備されることそれ自体に消極的というわけではなくて、配備や維持の費用負担によっては慎重に考えざるを得ない、そういうニュアンスかなというふうに理解しております。したがって、ここは例えば「現在の財政状況においては配備・維持費用の負担が配備の障害となることを懸念する回答が多く見られた」というような形で修正していただくと誤解がないようになるのかなと思いました。

以上でございます。

○升田座長 そのほかいかがでしょうか。大高委員。

○大高委員 まず、事務局の皆様にはこれまでの議論の経過をこのように取りまとめ案をおまとめいただきまして、ありがとうございます。敬意を表したいと思います。

その上で、一言、「はじめに」に関して意見といいますか、感想を申し上げたいと思います。私はどちらかというとこれまで事務局の資料に関しては批判的な発言が多かったかと思えますけれども、「はじめに」については、適格消費者団体、特定適格消費者団体に対する支援の必要性について現状を踏まえつつ非常に的確な視点をお示しいただいているのではないかと考えております。適格消費者団体等は民間団体であって、まさしく自主独立にやっていくというのが基本ではありますけれども、その取り組む業務の公益性、またその業務内容から、適切に業務を遂行してもらうためにはやはり一定の支援というものが必要であるし、それがさらに制度をいいものにしていくというのが簡潔に指摘されていて、今回の検討会の一つの視点として非常によく示されているのではないかと考えております。この点については評価をしたいと思っております。

各論についてはまたそれぞれのところで申し上げたいと思います。

以上です。

○升田座長 そのほかいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。今、感想を含めて幾つかの御意見がございましたけれども、これはまた後で対応したいと思います。

それでは、続きまして、第3について御説明をお願いいたします。

○小田専門官 第3の部分について御説明します。

第3の部分は「情報面の支援」について記載しております。適格消費者団体にとって活動の端緒となるものがまず消費者被害に関する情報でして、当然、適格消費者団体等はみずから積極的に情報を収集することが想定されているわけですが、情報収集について適切に支援すれば、より実効的に差止請求等がなされるのではないかとということが基本的な視点になるかと思っております。

まず、1の「PIO-NET情報の活用」の「(1)電磁的方法による情報提供申請」についてです。現行、適格消費者団体は国民生活センターに対して書面で提出して申請すれば情報提供を受けられる形になっておりますが、書面を提出するよりも電磁的方法の方が団体の負担の軽減になりますし、費用を低く抑えることができるのではないかと、また、申請書到達に要する時間等を考えますと電磁的方法の方がすぐれているのではないかとということがあります。そこで、なりすまし防止をするために必要な申請者本人確認の方法を確保した上で、そのために必要になる費用を考慮しつつ、電磁的方法による情報提供申請を可能としてはどうかということを考えております。ここについては、従前、本人確認の方法ということは余り検討していなかったのですが、具体的に本人確認の方法は昨今の情勢からすると何らか設けないといけないということで、単にメールを送るだけでは不十分ではないかという意見があるところなので、こういうふうに記載しております。

「（２）申請できる場合」についてです。消費者契約法の法令上は必要な限度という程度の記載しかなくて、どういう場合にできるかできないかというのが必ずしも明らかではないというところがありますので、消費者契約法の逐条解説等を改訂する際に、情報提供申請できる場合の具体例を追記して運用の安定化を図ってはどうかということを書いておきます。

「（３）提供される情報の範囲」ということで、具体的に言いますと、特定適格消費者団体については処理結果も提供される必要があるのではないかと、そういう御意見についてです。確かに特定適格消費者団体に対して処理結果についても確認できるようにすることは望ましいといえる状況ではありますが、PIO-NETに蓄積された情報というのは地方公共団体が入力している情報ですので、地方公共団体の理解のもとに利用する必要があります。現時点では処理結果を開示することについて地方公共団体の理解は得られてはいないのではないかと。

以前、PIO-NET端末の配備について地方公共団体のアンケートをとって、余り数字が高くなかったわけですが、今回アンケートをとったところ、処理結果を見せないという形でアンケートをとったら結構数字が上がったということがありますので、こういうところからすると今の段階で処理結果を開示することについては理解が得られていないのではないかと。

また、処理結果に含まれる情報は実際かなり多岐にわたっておりまして、処理結果に含まれる情報の全てについて特定適格消費者団体が閲覧したいと思っているのかどうかについても、具体的なニーズを実際の運用を踏まえて考える必要はないかというところで、処理結果については将来的な課題としてその是非を検討することはどうかということ記載しております。

「（４）PIO-NET端末の配備」についてです。先ほど申し上げたとおり、PIO-NET端末の配備について今年１月に地方公共団体に対してアンケート調査を実施したところ、数字的には下の脚注５をごらんいただきたいのですが、あと一步という状況ではないかというふうに考えております。PIO-NETのシステムを団体に配備することとなった場合には現行システムより一定改修を要する見通しになっておりまして、その改修には少なくない費用を要すると考えられております。

そこで、適格消費者団体や特定適格消費者団体にPIO-NET端末を配備することについて、大前提としては、これらの団体が国民生活センターに対して具体的に情報提供申請している件数が少なければそもそもそんな必要はないではないかという話になりますので、そういう件数の実績を踏まえつつ、地方公共団体の理解状況やPIO-NETシステムの開始に要する費用の確保といった条件を整えた上で、配備を実施する方向で検討を続けることが適当ではないかと記載させていただいております。

２の「そのほか」の「（１）急増指標に基づく情報の提供」についてです。現在、国民生活センターの方で急増指標に基づく情報というものを地方公共団体の消費生活センター

等に提供しているところですが、急増指標に基づく情報というのは消費生活相談が急増している事業者等を整理したものですので、差止請求、被害回復のための活動の端緒情報となり得るものになります。それを活用してもらえばどうかというところがありますが、これについてもやはり地方公共団体の理解を得る必要があるところでして、また、この情報をどういうふうにご利用するかについても、国民生活センターとの間で秘密保持に係る契約等を締結した上で実施する必要があるのではないかとということで、こういう条件のもとで適格消費者団体等にも提供してはどうかということを書いております。

「(2) 地方公共団体との連携」についてです。現在、適格消費者団体と地方公共団体はそれぞれ覚書を交わす等して一定連携をしているところでして、また検討会で磯辺委員から報告いただいたとおり、東京都との間ではさらに先駆的な取り組みをしているというところになっております。消費者庁においては、今後こういう先駆的な連携について他の地方公共団体に周知して、地方公共団体にこの制度や連携のあり方について理解を深めてもらうということが考えられるのではないかと書いております。

イの地方公共団体からの自主的な情報提供についてです。ここはややこしい話なのですが、現在の消費者契約法の情報提供の規定によりますと、規定上は団体からの求めに応じて情報提供をすることができるとなっております。ただ、団体からの求めに応じてと書いてある趣旨は、別に団体からの求めがなければ情報提供してはいけないというわけではなくて、具体的に言いますと、消費者契約法の施行規則でこういう法律の規定に基づかずに情報提供することは差し支えないという規定があるところになっています。前回だと思いますが、磯辺委員の方から、自主的な情報提供についてもう一步後押しするような規定があった方がいいという御意見がありましたので、そういうところも考えられるのではないかと書いております。

ただ、地方公共団体からの自主的な情報提供については、まず地方公共団体の方で自主的な情報提供をしたいというニーズがあるのかなのかという問題がありますし、そういう地方公共団体からの情報提供を受けた場合に、適格消費者団体、特定適格消費者団体がどういうふう動くのか、そういう団体の意見を踏まえなければいけないということで、今すぐに何とかなるといって問題ではないということ将来的な課題としてその是非を検討してはどうかと記載しております。

「(3) そのほか」の詐欺的な悪質事業者対策という問題なのですが、「詐欺的な悪質事業者になればなるほど、実態を明らかにせず、逃亡しやすく、さらに財産を隠匿する傾向がある」となっています。消費者団体訴訟制度がこれらの詐欺的な悪質事業者対策として実効的に機能するようにするためには、詐欺的な悪質事業者に関する情報を幅広く迅速に収集できるようにする必要がありますのではないかとこのところがあります。今後、消費者庁においては、このような観点から捜査機関との連携などを視野に入れつつ、情報収集のあり方についてさらに検討を続けてはどうかということを記載しております。

以上になります。

○升田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの消費者庁の御説明につきまして、御質問、御意見ございましたらお願いいたします。どうぞ、磯辺委員。

○磯辺委員 情報面の支援で現状の差止請求においても40条請求に基づいて国民生活センターをはじめ情報提供いただいています、あの情報がなければ適宜な差止めが必要かどうかという判断も困難な例もあるわけですし、情報提供を行っていただいていることについて改めてこの場をかりてお礼を申し上げたいと思います。

その上で、さらに使い勝手をよくする、被害回復関係業務を想定してどういったことができるかということで検討いただいているわけですが、一つ、電磁的方法による申請というところにつきまして、なりすまし防止で一定の費用も考慮してということで、かなり慎重な書き回しになっています。この点、現在、申請は書面ですけれども、申請が電磁的方法になったとしても、提供は引き続きやはり書面でされることが前提だろうと思いますので、書面で郵送されるということであれば、既に公表されている適格消費者団体事務所宛ての郵送依頼かどうかということで確認すれば、なりすまし防止措置は不要にも思いますし、あと、情報の返信費用として情報提供申請のたびに、郵券をお送りしていますので、電磁申請した場合も並行して郵券を送付するということになるかと思いますが、その点からも特段のなりすまし防止措置は不要ではないかと感じた次第でございます。

提供される情報の範囲のところですが、共通義務確認訴訟を提起するか否かという判断に際して、多くの消費者に請求権があると考えられるかどうかというのがポイントとなりますから、そういう意味では、処理結果については詳細までの情報ではなくても、あっせんが成立したのかどうか、返金がされたかどうかといった点が確認できれば足りると思われまます。そういう範囲での情報提供がどうすれば可能となるのかということは制度のスタート時から非常に重要なポイントになると思えますから、将来的と言わず早期に検討を進めていただきたいと思います。と思っております。

システムのPIO-NET情報の提供という一環でそこをカバーするのが早期には難しいということであれば、当面の次善策としては、PIO-NETを一旦請求すれば相談受付センターが特定できますので、特定適格消費者団体からそのセンターに照会すれば、それぞれのセンターで処理の概要がどういうふうになったかということ伝えていただく。そういう対応が望ましいといったことを消費者庁から発信していただくということでも、二度手間にはなりますけれども、システム上の対応が時間を要するというのであれば、そういった消費者庁からの発信を地方公共団体にしていただくということも次善の策としてはあるのではないかと考えております。

急増指標に基づく情報の提供のところですが、急増指標に基づく情報の提供はやはり被害回復や被害の未然防止を早期に図る上で有用な情報と思われまます。今、端緒情報は団体自身に提供があった情報に限られていますので、団体自身に情報提供があったものを、余り大した事案ではないというに変ですが、規模が大きくなりそれほど急がな



くてもいい事案だけれども、情報が入手できたのでということで一生懸命やっている間に、消費者センターには被害が多発している事案が寄せられている。そのことに気づかずに、重大なむ事案への対応が結局、後手になってしまうということもあり得るかと思います。そういう意味では、端緒情報として急増指標に基づく情報の提供ということで団体が活用できるように進めていただきたいと思いますし、PIO-NET端末の配置がないとしても急増指標に基づく情報提供ができるのであれば切り離して早急に進めてほしいと思います。急増指標に基づく情報を端緒情報として位置付け、当該事案について消費者契約法40条や特例法91条で情報提供要請できるという流れにさせていただければと思います。

情報面の支援の「そのほか」のところですが、平成27年4月施行の食品表示法で適格消費者団体による差止請求の対象が定められていますし、景表法の優良誤認表示も差止請求の対象になっています。これらの立証のために商品検査機関等との連携も有用であると考えられるところですが、なかなか具体的な検討が進んでいないということがあります。適格消費者団体は日常的には不当契約条項の差止請求等で現状は精いっぱいという実情もあるわけですが、表示広告や不実告知の立証といった観点から、科学的分析を要する分野への対応が容易になるように商品検査機関等との連携の促進といった環境整備についても消費者庁における支援課題というふうにさせていただければと思います。

以上です。

○升田座長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ、伊藤委員。

○伊藤委員 項目が多岐にわたりますので、長くなってしまうかもしれませんが、申し訳ありません。端的に申し上げるようにいたします。

まず、10ページからの「電磁的方法による情報提供申請」というところでございます。先ほど磯辺委員から、本人確認の方法については情報提供そのものは書面で送られるからというお話がありましたけれども、現在、消費者契約法上は特に情報提供の仕方については制限がない、電子メールを送付する方法などが許容されているということが10ページの注釈の3にも記載されております。そういう意味で、電磁的方法によるということも運用上はあり得るところのかなと思うわけですが、そういった場合に、やはりなりすまし、本人確認という点をどうクリアするのかという課題はあるかと思います。メールのアドレスの確認を確実にすとか、現在、適格消費者団体と消費者庁との間の報告等のやりとりについて適格消費者団体専用の電子掲示板がございまして、それを活用する等によって電子メール等によって提供するという方法も、本人確認の方法を確保しつつ御検討いただければと思います。それは提供までの期間の短縮にもなるかと思いますが、先ほど郵券を申請時に送るということがございましたが、情報提供についても電子メール等の電磁的方法になれば費用負担の軽減となるかと思いますが、運用の面で御検討いただければと思います。

続きまして、11ページの「(2) 申請できる場合」というところでございます。差止請求を行った後の事後の状況確認が許される、禁止されていないということが明らかになる

ように逐条解説の改訂の際に具体例を追記するということが提案されております。この点ですが、逐条解説の改訂ということになりますと、いつごろを予定するかにもよりますが、しばらく先になってしまうということも考えられますし、またこれは特殊な事情かもしれませんが、自治体によってはなかなか書籍購入の予算もつかないということもあると聞いております。そういう中で、現在も日々、適格消費者団体は活動していますので、すぐにもその解釈を周知する方法をとっていただければと思います。

続きまして、11ページの「(3) 提供される情報の範囲」です。下から3行目の「現時点では、『処理結果』を開示することについて地方公共団体の理解が得られていない」と書かれております。そういう実情が全体としてはあるということでも私も理解しておりますので、今後、理解が得られるように団体としても努力していきたいと思っているところでございます。

ただ、細かい書きぶりのところで大変恐縮ですが、これは国民生活センターを通じてはございませんが、自主的な判断で処理結果の開示をしていただいている地方公共団体もありますので、そういう点からしますと、ここで「理解が得られていない」と言い切ってしまうのは残念かと思えます。また、このような記載をすることによって、もしかすると現在の運用が後退してしまわないかという心配がございます。そういう意味合いで、例えば「地方公共団体の理解が十分に得られているとは言えない」というような表記に改めていただくとありがたいと思った次第でございます。

続きまして、12ページの「(4) PIO-NET端末の配備」についてでございます。PIO-NETの配備を実施する方向でさまざまな課題をクリアしていきたいという前向きな取りまとめ案をいただいたと思って歓迎しております。ぜひお願いしたいと思っております。適格消費者団体としても理解が得られるように努力していきたいと思っておりますけれども、ぜひ消費者庁としても引き続きの御尽力をお願いできればと考えております。

ここも書きぶりなのですが、13ページの上から3行目のところから「PIO-NETシステムの改修に要する費用の確保といった条件を整えた上で配備を実施する方向で」とございます。改修に要する費用の確保というのは配備の前提条件になることは理解しておりますけれども、適格消費者団体の現状という、先ほどのところでも申し上げたとおり、団体側に配備、維持するための費用の負担がどのようになるのかが懸念されているところでもございます。改修に要する費用と同列の前提条件とは申し上げませんが、制度の実効性を高める趣旨では、できる限り多くの団体に配置されるという環境が整備されることが望ましいだろうと思っておりますので、この点もあわせて考慮をお願いできればと思います。

最後になりますが、情報の点につき14ページのイの地方公共団体が求めに応じてではなくて自主的に情報提供もできるというところについてですけれども、自主的な情報提供を後押しするために根拠規定を整備するという考え方が一つ示されておまして、それはいろいろ課題があるという取りまとめになっているかと思えます。根拠規定を整備するという考え方は私としては賛成したいと思っておりますけれども、課題として、地方公共団体

にとってニーズがあるのか、要望があるのかどうか明らかではないということが書かれています。

この点、私は「消費者被害防止ネットワーク東海」として今回参加させていただいておりますけれども、当団体と地方公共団体との今の情報提供のあり方は参考になるかと思って御紹介したいと思います。自主的な情報提供のニーズがあるかどうかという点でいいますと、私の経験からしますと、あるのではないかと考えているところです。

現在、名古屋市と定期的に情報交換会を当団体で開催しております。その中で、名古屋市の方から、当団体が差止請求の対象として検討することで被害防止につながるものと考えて、相談者の方に適格消費者団体、当団体に対して情報提供するというのも今後の被害防止のためにいいのではないかと勧めていただいたという事案について、その概要を教えてくださいたいというようなやりとりをしております。その件数はかなりの件数になっております。事業者名については明らかにはされておられませんけれども、概要ということで、どういう事案について、例えば不当条項があればこういう条項について問題があって紹介したということで、その件数がかなりになっています。

それを見ますと、確かに紹介していただいて、当団体に情報を寄せていただいたというものもありますけれども、紹介していただいた件数の割合からしますと大体5件に1件あるかないかということです。相談者の方としては御自身の問題が解決したということになりますと、さらに進んで被害防止のために情報提供しようという、一步踏み込んでというところまで求めていくということはなかなか難しい状況なのかと思っております。

そういった中で、名古屋市の方で紹介していただいた事案というものは、かなり多数の消費者に使われている契約書の問題だったり、あるいは消費者契約法で無効となるような不当条項が契約書に使われている結果、相談窓口でこれは問題ではないかということで個別にあっせんすればそれぞれの相談者の問題については解決している。ただ、そこで解決しても、また同じ事業者が同じ契約書を使い続けているため、また別の方が相談に来られて、その都度個別に対応して解決しているというような事案、その相談が繰り返されているというような事案があるということで、そういう事案についてはやはり差止請求をして条項自体を改善していただく意義が大きいという意味合いで情報提供を勧めていただいているのかなというような事案が多いですね。

相談者の方が必ずしも情報提供するとは限らないという現状を踏まえますと、地方公共団体の相談窓口の方としましても、直接、団体に自主的に情報提供することができればそれが被害防止につながって、相談も減ることにつながるということで、そのようにつながっていきたいというニーズはあるのではないかとこれまでの経験上感じているところでございます。今後このニーズがあるかどうかという点は、また確認、調査して検討していただけると期待しておりますけれども、当団体の事例を踏まえて御紹介させていただいた次第です。

以上です。長くなりまして申しわけございません。

○升田座長 そのほかいかがでしょうか。大高委員。

○大高委員 今、団体の2人の委員からの発言で意見としてはほぼ出尽くしているのではないかと考えておりますけれども、私の方から団体のお二人の委員の発言も聞いた上で感じたことを2点ほど申し上げたいと思います。

一つは、11ページ、PIO-NET情報の関係で提供される情報の範囲の問題になります。処理結果の開示に関して、恐らく現場の相談員さんから懸念の声があるのだろうということを推測されるような取りまとめぶりになっておりまして、その懸念の声はよく理解するところであります。

ただ、最後の結論のところでもう少し踏み込んだ取りまとめ、方向性が示せないものかと思っております。磯辺委員からもありましたように、処理結果という言い方がもしかしてよくないのかもしれませんが、恐らく団体が欲しいのは個別の処理結果ではなくて処理の傾向、どのような形で解決が全体としてされているかなのだろうと思うわけです。

従前の検討会でも申し上げましたけれども、恐らく団体が欲しい情報は、全体として件数が多いようなケースでも、あっせんを通じてほとんど全てが解決されているということであれば、あえて差止請求であるとか、もしくは場合によっては新制度に基づく裁判を起こす必要はないということもあり得るわけです。その辺の処理の傾向がわからなければ適切に訴権を行使できないだろうと思っております。そういう意味で、第1段落でおまとめいただいているように、特定適格消費者団体が処理の傾向を知るということは非常に望ましいことだと思っております。そういう前提があるのであれば、「(4)「PIO-NETの端末の配備」と同じように、ある程度方向性を示していただいた上で課題はあるのだと、そういった取りまとめのあり方を御検討いただけないものかと思うところでもあります。

国民生活センターが保有しているPIO-NETの情報というのは消費者の利益を守るために非常に貴重な情報だと思っております。現場の相談員、国民生活センターの皆さんも、適格消費者団体と同じように消費者の利益を守る、そういう意味では共通して活動しているわけですから、どこかうまく折合いをつけるところを見つけていただいて、いい方向に行くということを期待しております。

2点目に申し上げたいのは、地方公共団体の連携でありまして、具体的には14ページの(2)のイになります。こちらもいろいろと課題があるのだなということは理解いたしました。ただ、ここでの発想としては、情報提供してもいいと思っている自治体と受け取ってもいいと思っている団体があつたときに、それをいかにスムーズにいかせるかという話でございます。法令の改正とか課題があるのかという感じを印象として持っておりますけれども、そこまでいかなくとも、例えば現行の施行規則31条の2項の趣旨をもう少し消費者庁の方から周知していただくとか、場合によっては逐条解説に書いていただくとか、そういった形で、法令改正を必ずしも伴わない形でもいろいろと方法はあるだろうと思えます。その点、少し検討の余地を残して考えていただければと思っております。

以上です。

○升田座長 そのほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。この部分について後ほどまたまとめていきたいと思えます。

続きまして、第4及び第5について御説明をお願いいたします。

○小田専門官 第4の部分について御説明させていただきます。

第4は「財政面の支援」を記載していきまして、冒頭部分に考え方を記載しております。適格消費者団体については差止請求をすればするほど支出がふえる一方でありますので、適格消費者団体はこれまでボランティアに依存する活動をしている、そういう現状があるかと思えます。そして、特定適格消費者団体が行う被害回復のための活動では、授權を得た消費者から報酬費用の支払いを受けることはできることになっておりますが、授權を得ることのない活動については報酬費用の支払いを受けることは無いというところがあります。また、詐欺的な悪質事業者を相手方とする場合は被害の回復が困難なために、消費者から授權を得たとしても支出した費用の一部しか回収できない可能性があるところで、また、授權を得た消費者から報酬費用の支払いを受けることができる場合であっても一定の制約があるところになりますので、報酬によって多額の余剰が発生するというところは考えられないところがあります。

適格消費者団体等は民間団体ですので、まずはみずからの力によってみずからの活動のための費用を捻出すべきであり、そのことが団体としての自立性、自主性を確保することにつながると考えられるものの、今言ったような構造的な要因によって適格消費者団体等が差止請求等の公益的な活動によってその経理的基礎を強化することは容易ではないといえるかと思えます。

適格消費者団体等が経理的基盤を強化することができなくなるとこの活動を持続的かつ安定的に維持することは不可能ではないかということで、適格消費者団体や特定適格消費者団体に対して財政面の支援をする必要があるのではないかと書かせていただいております。

具体的にどういうことが考えられるかについてです。まず、1として「地方消費者行政推進交付金（先駆的プログラム）の活用」と書いております。現在、既に実施している地方消費者行政推進交付金の先駆的プログラムの政策テーマに「消費者団体訴訟制度の運用に向けた活動の支援」という項目があります。最近認定されている適格消費者団体は、この先駆的プログラムを活用することによって認定を受けるに至っておりますので、政策テーマに挙げたことについては効果を発生させていると考えられます。

先駆的プログラムの消費者団体訴訟制度の運用に向けた活動の支援は、従前は適格消費者団体の設立に向けた消費者団体の活動を支援するだけでしたが、今では特定適格消費者団体の認定に向けた適格消費者団体の活動の支援にも活用できるものになっておりますので、今後、適格認定を目指す消費者団体や特定認定を目指す適格消費者団体は、これらの先駆的プログラムについて活用することが望まれるのではないかということで、消費者庁においては、先駆的プログラムを一層活用するよう地方公共団体の取り組みを促す観点から、

消費者団体訴訟制度や先駆的プログラムの取り組み事例をより一層周知公表することが適当ではないかと書いております。

2が「民間基金」です。磯辺委員から御紹介がありましたとおり、現在、民間基金の創設が検討されているところです。消費者庁としてもその後押しのために、例えば積極的な周知広報などの取組をすることが適当ではないかと考えられます。

検討会では、民間基金の運営に消費者庁が関与すべきとの意見もあったところです。確かに民間基金の運営の適正さをどう確保するのか、民間基金の信頼性を高めるには消費者庁が関与すべきではないかというところがありますので、消費者庁が民間基金の運営に関与する方が望ましいといえるところがあります。ただ、実際どういう関与をするか、関与の度合い、関与した場合の責任論など、こういうものが現時点では明らかではないところがありますので、民間基金の運営に消費者庁が関与することの適否やその内容については引き続き検討を続けることがいいのではないかと記載しております。

第5が「仮差押えの担保に係る措置」についてです。まず、仮差押えの担保に係る措置の必要性ということで、特定適格消費者団体は悪質事業者対策として民事保全法の規定に基づいて仮差押えの申立てをすることができます。仮差押えの申立てをする際に、裁判所から担保を立てるように命じられるわけですが、担保が高額になりやすいというところがあります。特定適格消費者団体が被害回復関係業務の初期に高額な担保を立ててしまうと、その後、被害回復関係業務を安定的に行うことができなくなるのではないかと懸念があります。悪質事業者に対して担保を立てることができず、仮差押えの申立てが困難となるのでは、そういう権限を付与した意義を大きく損なうことになるのではないかとこのことで、こういう仮差押えの担保に係る措置を設ける必要があるのではないかとこのことを考えております。

2にいきまして、具体的にどういう措置になるかという概要ですが、まず、民事保全法上、担保を第三者が提供することは許容されておりますので、第三者として適切な機関に担保してもらうということを考えております。立担保に係る措置については具体的にどこが担当していただくかということですが、そもそも公益性が高い業務でもありますし、消費者問題に関する専門的知見も必要となる業務でありますので、これらを踏まえると立担保実施機関には高い公益性と消費者問題に関する専門的知見が必要になり、そういう機関に担当していただくべきではないかと考えておまして、例えばとして国民生活センターが適切ではないかと記載しております。

(2)は省略しまして「(3)立担保をするための実体的要件」についてです。立担保実施機関がどういうときに担保要請に応えるかということになりますが、立担保の要請があれば常にそれに応えるというわけではなくて、立担保実施機関においては当然ながら共通義務確認訴訟において団体が勝訴する可能性がどの程度あるのか、対象消費者が団体に授權する可能性がどれぐらいあるのか、被害回復関係業務によって消費者の被害回復がどの程度実現するのか、そういう見通しを審査した上で立担保するかどうかを実施してもら

う、そういうふうになっております。

(4)が「求償の実施」ということです。第三者として担保を立てていただいたとしても、基本的には何もなければ返ってくる。万が一事業者に損害が発生すれば、その損害を担保するためにこの担保は持っていかれるということになります。担保が実行された場合、立担保実施機関は損失をこうむることになりますが、この損失については原則的には立担保実施機関から特定適格消費者団体に対して求償することになるのではないかと書いております。

ただ、(5)に書いてありますように、一定の団体の活動に公益性が認められるような場合については、その負担について国費負担にする余地があるのではないかとということで、一定の場合には求償免除の余地もあるのではないかと書いております。

この問題についての今後の検討ということで21ページの3ですが、仮差押えの担保に係る措置を実施するためには財源の確保という問題がありますし、求償の免除という話になってきたときには、よりその問題がクローズアップされる場所がありますので、今後、消費者庁においては、こういう政策を立てることの妥当性と財源確保の可能性を見据えつつ、実現に向けて検討を進めることが適当ではないかと記載しております。

以上になります。

○升田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの消費者庁の御説明につきまして、御質問、御意見ございましたらお願いいたします。どうぞ、岡本委員。

○岡本委員 丁寧な御説明ありがとうございました。

1点だけ質問ですが、17ページの民間基金につきまして「適否やその内容については、検討を続けることが適当」と書かれていますが、ここは具体的に今後どういった、例えばワーキンググループなのか、会議体なのか、スケジュール、そういったことがもしありましたら教えていただけますでしょうか。

○升田座長 どうぞ。

○加納課長 今のところスケジュール等は具体的に定まっていないのですが、検討会で磯辺委員から御紹介いただいた民間基金を私ども想定しておりまして、これがどういうふうに煮詰まってくるのかを見ながら、少なくとも制度の周知とか、そういった形での関与はしていきたいと思っておりますが、この基金が大きく育っていく見込みが立った場合には、さらに私どもも何らかのもっと積極的な関与をしていきたいということで、状況を見ながら考えていきたいと考えております。

○岡本委員 わかりました。ありがとうございます。

○升田座長 長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 同じ民間基金のところやや細かいのですが、まず、1パラグラフ目、2パラグラフ目はこれまでの議論を踏まえて非常によく書いていただいております、こういうことなのだろうと思っております。

その上で、なお書きのところですが、2つありまして、なお書きの2行目で「この民間基金の運営の適正さを確保し」というところと、その次の行の「運営に関与する方が望ましいと言えるが」というところです。

消費者庁さんの前で申し上げるのものはばかりですが、役所が絡むことによっていろいろ運営がゆがめられている民間組織もそれなりにあるものですから、消費者庁さんが関与されると運営の適正さが確保されるというのは、一律にいえるのかどうか、やや疑問があるということでございます。

その後の信頼性を高めるというのは、確かに国の機関が関与することで信頼性が高まると思っております。そういった観点から「望ましい」というのは言い過ぎのような感じもいたしまして、「考えられるが」という程度にとどめておいてはどうかと思っております。そういうふうに一歩引いた表現にすることで、この報告書の中でも随所に出てきます自主自立する民間団体としてのあり方が確保されるのかなと思っております。

○升田座長 そのほかいかがでしょうか。磯辺委員。

○磯辺委員 民間基金のところですが、今、全国消費者団体連絡会では平成29年度の事業スタートということを目指して本格的な準備に入りつつあります。この間、全国消費者団体連絡会の中でのスキームの議論にここ2～3カ月かかっておりました。そのあたりの議論がまとまり、設立趣旨書の具体的な準備に入るという状況になってまいりました。

適正な運営ということだと思いますと、運営にかかわる委員の方々の構成が非常に重要になるかと思えます。社会的に見て公正な運営がされていると信頼いただけるような、そういった運営委員の構成についても配慮しつつ、今後消費者庁さんとも御相談もしながら準備を進めてまいりたいというふうなことを全国消団連の準備状況で聞いておりますので、御紹介をさせていただきます。

消費者庁さんにはぜひこの基金の取り組みを御後援いただいて、積極的な周知広報といった支援を改めてお願いしたいと思いますし、基金の信頼性確保といった観点から運営にも関与していただきたいというのは全国消費者団体連絡会の事務局からも聞いておりますので、この場でお伝えしたいと思います。

消費者庁さんが関与していただくことで信頼性が向上するということがあります。そして、行政機関は幅広い観点から消費者被害の情報を見ていらっしゃる、いろんな被害救済の場面を把握していらっしゃるというふうなことを考えますと、運営の適正さについても運営委員の構成全体のバランスの中で、行政機関からの関与というのもその一部としてあって、それで運営の適正さということも見えてくると思えます。運営委員の構成として行政機関は非常に重要だと思いますので、ぜひ、御検討をお願いできればと思います。また改めて全国消費者団体連絡会の方からお願いがあらうかと思っておりますので、その節はどうかよろしくお願いたします。

○升田座長 そのほか、いかがでしょうか。どうぞ、岡本委員。



○岡本委員 何度も済みません。余談になってしまうかもしれないのですが、前文からここまでのところで、支援する、支援しない、その関係性のところが非常に重要かつ難しいところだと思っています。自立性というものを担保しながら、いかに任せきりにならずにサポートしていくかということの話が一貫してある中で、モチベーションをどう高めるかみたいな観点というのが、もしかしたら消費者庁の行政の中ではそういうことは余り入れないのかもしれないのですが、一番最後のパラグラフで謝意を述べていらっしゃると思うのですが、かなりボランティアに素晴らしい仕事をされているというのは誰もが認めるところで、でもそれだと立ち行かないというところが一貫したテーマだと思うのです。そこに支援する支援しないという字句のほかに、例えば消費者庁が称賛するとか、表彰するとかという中で、ボランティアな観点をより高めていくといたしますか、モチベーション喚起みたいな観点が入ると人の自主自立みたいところが気持ち的に高まっていく、依存関係からもしかしたら抜け出していくような方向になるのではないかと思います。

非営利組織のマネジメントというのは非常に難しいのですが、お金だけでは解決できないものを人の主体性みたいなところで解決していくことでコストが下がっていくみたいなのがやはりあって、そういった観点での、施策として入れるのであれば称賛や表彰とかかもしれないのですが、謝意であったり、そういったものによって変わっていくものがあるのではないかと、それがひいては財政面の支援にもなるのではないかとこのことを思いました。余談かもしれないのですが、意見として述べさせていただきます。

以上です。

○升田座長 どうぞ。

○板東長官 今、適格消費者団体だけが対象ではないのですが、功労者表彰というのを毎年やっております、今年度の表彰式も実は来週30日に開くわけでございます。適格消費者団体も現に対象になっているところでございまして、そういう表彰をされるということによって社会的な信頼もより増してくるとか、いろいろ地方自治体も応援しやすくなるとか、認知度も高まるとか、そういったところもあるかと思っております。ただ、適格消費者団体だけというのではなく、いろんな消費者団体、いろんな活動をしている団体を含めてということではございます。

○岡本委員 板東長官がおっしゃるとおり、私も弁護士さんといろんなプロジェクトとか仕事を御一緒する中で、かなり社会的なマインドの強い方が弁護士さんには多くて「プロボノ」という言葉が弁護士から出来上がっているようなところなんです。仕事の中での給料は高く、社会性の高い仕事をしている中で、どこかそれ以外のところで奉仕精神みたいなものを非常に高くお持ちの方がたくさんいらっしゃいます。そういった方々がこういったところにボランティアでかかわっているのだとすると、一番大事なものは財政的支援ではなくて、くすぐると言ったらちょっと変な言い方なのですが、そこを称賛して受容するみたいなのところももしかしたらたくさんの方々の弁護士の方々が入ってこられる礎になるのではないかと、ひとつ御検討いただければいいかなと、難しいかもしれないのですけれど

ども、思いました。板東長官がおっしゃるとおりだと思います。

○升田座長 では、課長の方からどうぞ。

○加納課長 岡本先生、どうもありがとうございます。

どちらかという、今回の検討会もそうなのですけれども、適格団体からの要望が多いところを念頭に置きつつ検討したという経緯があります。先生がおっしゃるとおり、称賛といいますか、消費者のためというか、世の中のためにやっているということだと思えますので、そういうところをもうちょっとアピールするとか、長官が申しあげましたけれども、適格団体に限らず、消費者団体など消費者の利益の擁護の観点から尽力された方に対する表彰制度というのは、消費者庁ではずっと前から運用してきて、そういう観点はあった方がいいかなとお話を聞いて思いましたので、工夫してみたいと思います。

○岡本委員 公助・共助・自助という中での、公助により過ぎず、自助により過ぎず、いかに共助の部分というか、ここが範囲が難しいと思うのですけれども、そこを盛り込める余地がこの委員会の中にはあるのではないかと漠然と思っています。すみません。今日は長くなってしまったのですけれども、ぜひ課長様に御検討いただければ幸いです。ありがとうございました。

○升田座長 そのほかいかがでしょうか。どうぞ、磯辺委員。

○磯辺委員 先ほどちょっと民間基金のことだけ先にお話ししましたが、財政面の支援の件で、前文で財政支援の必要性について書いていただいております。実情をよく反映していただいております。こういう認識をぜひ持って危機感を団体と共有していただいて、具体的な政策検討を進めていただきたいということを改めて要望したいと思います。

その上で、地方消費者行政推進交付金の先駆的プログラムの活用はの件ですけれども、先駆的プログラムの現在の活動実績というのは、制度周知のためのシンポジウムの開催事業や適格消費者団体設立の際の初期費用といった実績が生まれていますので、これらの支援をさらにほかの地方公共団体にも広げる意味で取組事例の周知公表というのは非常に大切だと思いますし、そこはぜひ促進していただければと思います。

同時に、取り組み事例を紹介するだけですと今の活動の範囲ということでのイメージしか広がらないので、差止請求関係業務や被害回復関係業務の支援に具体的に結びつくようなプログラムを逆に消費者庁の方から率先して提案していただく、「こういったことはできませんか」という投げかけをしていただくということがあっていいのではないかと考えております。

この間、この検討会でも少しお話ししたところですが、例えば地方公共団体には既存の制度として消費者訴訟の支援制度があるわけです。その適用対象を特定適格消費者団体に拡充するなどして、共通義務確認訴訟等の費用の貸付けや、一定の場合の償還免除を行う事業を地方公共団体に先駆的プログラムという財源を背景にしながら検討できないかということを推奨していただくですとか、差止請求事業に関しては、地方公共団体の被害救済委員会であっせん不調になったような事案について差止請求の必要性があると地方

公共団体が判断すれば、適格消費者団体に差止請求を実施するよう事業として委託する、その費用として先駆的プログラムを使うみたいな提案ですとか、余りにも具体的過ぎて難しいかもしれませんが、逆に言うとそういうイメージが地方公共団体でみずからの事業として広がるような少し踏み込んだ提案を推奨していただければということはこの報告書を読んで感じた次第です。

仮差押えの担保につきましては、この間の議論も踏まえていただいて、非常に前向きに検討していただけるということで、ぜひ実効性ある制度になるように願っておりますし、引き続き応援をしてみたいと思います。

これは書きぶりだけの話なのかもしれないのですが、21ページの「今後の検討」に「今後、消費者庁において、政策の妥当性」という言葉が入っています。今から政策の妥当性を検討するみたいにも読めるのですが、仮差押えの担保の件はこの間の議論で政策の妥当性というところは少なくともクリアしたのではないかという印象を持っていますので、「政策の妥当性」と書いていらっしゃるのの意味合いを教えてくださいたいと思います。既にこの間、検討されているような内容であれば、ここは削除していただいてもいいのではないかと考えている次第です。

財政面の支援で書いていないことで1件、先ほどの団体の実情のところでもクラウドファンディング等との関係で、少額の寄附者であっても、現在、消費者契約法に基づいて寄附者の名簿をきちんと整えないといけないというのが原則になっているわけですが、そのことが寄附型クラウドファンディングを活用することの一つの障害となっていると思っております。寄附者のうち匿名を希望する方が一定程度いるような仕組みの場合になかなか対応が困難だということになります。そういう意味では、一定額以下の寄附、例えば5万円とかの寄附の場合には件数と金額の記載でよいというふうに、規定を見直していただくということもお願いできないかと思っております。これは書かれていませんでしたので、御要望として申し述べたいと思います。

以上です。

○升田座長 どうぞ。

○加納課長 磯辺委員の御質問の政策の妥当性というところの中身でありますけれども、大枠ではこんな感じということで、この検討会ではそんなに御異論がなかったということかと思いますが、さらに予算措置を講じる場合、政府全体としてそれが政策として妥当かということになってまいりますので、関係部局との調整の必要性がまだ残っているということで、そこはまだ検討の余地があるだろうという趣旨で書かせていただきました。

○升田座長 そのほかよろしいでしょうか。

○大高委員 よろしいですか。

○升田座長 今のところですか。

○大高委員 今のところです。

○升田座長 どうぞ。

○大高委員 まず、財政面の支援に関してですけれども、総論の部分でお書きいただいている視点は、私も磯辺委員と同じく団体の実情を非常に的確に御指摘いただいているのではないかと考えております。まさしく構造的要因によって、やればやるほど大変なことになるという側面がどうしても出てくる可能性があることは非常に重要な視点だと思っております。

それを踏まえたときに、取りまとめで挙げていただいた方策というのは必ずしも十分ではないのではないかと印象は多少持つところであります。例えば先駆的プログラムに関しては、適格消費者団体、特定適格消費者団体を目指す団体については明記されていますけれども、特定適格消費者団体になった後はどうするのか。むしろ、総論の記述からすると、なった後もなかなか大変だという話を書いているわけですから、やはり特定認定を得た後もそういう対象になることは検討できないのかということを考えていただければと思っております。

民間基金のことはいろいろと議論が出てきたところですが、私の感想としては、この第2段落で書いてあるような周知広報だけではお金というのはなかなか基金に集まってこないのではないかと考えております。このあたりは先ほどの岡本委員のお考えと軌を一にするところなのですが、行政がこういう基金を積極的に応援している、支持しているという箔づけみたいなもの、そういうのがないと広く薄くお金を集めるのはなかなか難しいのではないかと思うわけです。消費者庁として関与するかはまた別の問題で、メンバーとして中に入る、それはいろいろあると思うのですが、行政も積極的にこれはいいものだとして認めて応援しているというのが広く社会に伝わるような何か方策を考えていただきたい。その観点でもう少し踏み込んだ書きぶりはないのかと、思っているところです。

その関係で、先ほど磯辺委員の方から、寄附を集めやすくするためにもう少し寄附者の氏名とかについて規制を緩めてもらいたいという話でしたが、私もそれについては非常に賛成です。今、施行規則等で寄附に関しては件名、名前を示してやるということが基本になっているのは、趣旨としては、やはり団体の運営の透明性の確保であるとか、不適切な影響を排除していくということが目的なのだろうと思います。その観点からすれば、磯辺委員からあったように、少額の場合であるとか、もしくは今のクラウドファンディングの仕組みであり得ると思うのですが、団体の方も誰が寄附したか全くわからない、知りようがないというような完全な匿名の寄附、そういうような寄附であれば団体に対して不当な影響というのは余り考えなくてもいいのかなと思ったりもします。今回、検討会では十分議論できなかったところではあるのですが、これは広く薄くたくさんの消費者の方から支援を受けるという観点からも重要なツールだと思っておりますので、ぜひ御検討いただきたいと思っております。

財政面の最後なのですが、いろいろ議論があることは承知して申し上げますが、公的な資金による支援についてもなかなか難しい部分があることは十分承知しており

ます。今回の検討会でもいろいろ意見があったということは承知しつつ申し上げますけれども、団体の自助努力が第一とは言いながらも、やはり施行後の状況を見据えた支援の選択肢としてはあっていいのではないかと考えておりますので、そこは検討いただければと思っております。

仮差押えの担保措置に関して、方向性自体は基本的には賛成です。いろいろ議論のありました求償の免除に関しても基本的な考え方は適当だと思っております。ただ、今回、具体的に例示をいただいた2つの場面以外にも、求償の制限が妥当という場合があり得るかもしれません。その意味で制度設計に当たっては、いわゆる一般条項的なものも押さえておいていただければ、より適切になるのではないかと考えておりますので、この点、御検討いただければと思います。

以上です。

○升田座長 それでは、続きまして、第6に移りたいと思います。

では、第6について御説明をお願いいたします。

○小田専門官 第6の「そのほか」の部分について御説明させていただきます。

まず、1として「活動実績に関する書類の簡素化」です。適格消費者団体を認定する際、現状は、活動実績という書類を提出していただいているわけですが、この書類については膨大になるようなところがありますので、活動内容を示す書類で足りることとして、必要がある場合には補充書類を提出させるとか、適格認定の際に行われる現地調査の際に概要を示す書類の内容を実際に確認する、そういう運用が適当ではないかということに記載させていただいております。

次のページの2の「議事録の非公開化」の話です。現在、適格消費者団体の認定の際や有効期間の更新の際に団体の議事録を添付書類として提出していただいております。これは公衆の縦覧に供せられることになっておりますが、秘密保持の観点からプライバシーにかかわる事項や、差止請求を検討したもののそれには至らず公にならなかった事案における事業者の特定に関する事項、これらをマスキングして提出していただいているというところがあります。この作業の負担が数年分の議事録をまとめて実施するため決して軽いものではないというところがあります。他方で、この議事録は認定の際に審査の対象とすべきものとは考えられるのですが、あえて公衆の縦覧に供する高度の必要性はないのではないかと考えておりますので、議事録を添付書類として維持しつつ、公衆の縦覧に供する書類ではないことにするのが適当ではないかということに記載しております。

3が「役員等の住所等の変更の届出の簡素化」です。適格消費者団体は認定や有効期間の更新の際に、役員、職員、専門委員に関して住所、略歴、電話番号その他の連絡先を記載した書類を提出していただいております。この書類に記載した事項に変更があったときには遅滞なくその旨を記載した届出書を提出していただく、現行法はそういうふうになっております。

ただ、消費者庁が、役員、職員及び専門委員の住所、略歴、電話番号など個人的な情報

についてあえて常時把握している必要があるかといわれれば、そういう必要性まではないのではないかとこのところがありますので、内閣府令を改正して、軽微な変更ということで変更の届出が必要ないとしてはどうかと考えております。

4は「認定の有効期間の伸張」を記載しております。現在、認定の有効期間は原則として3年となっております。ただ、差止請求の制度は平成19年の運用開始から安定的に運用されているところがありまして、適格消費者団体の方では順調に有効期間の更新をしている状況があります。こういうことからしますと、もちろん他の許認可の有効期間やそれらにおける監督の在り方を参考にしつつですが、認定の有効期間を伸張することの検討を続けてはどうかと記載しております。

5が「被害回復関係業務の大規模事件への対応の検討」であります。特定適格消費者団体による被害回復関係業務は、現行法でも集団的な消費者被害に対応できるものにはなっておりますが、対象消費者の数が数十人規模の事件と数千人とか数万人の事件とで同じようにやるべきなのかということがありまして、同じようにやってしまうと、大規模事件になるにつれ、資金や人手の確保に支障を来す可能性があるのではないかとこのところがあります。大規模事件になればなるほど効率的な運用が求められるところでありまして、特定適格消費者団体の方ではノウハウを蓄積して効率的な運用が実現するように努める必要があると考えられます。

ただ、特定適格消費者団体が認定後、直ちに多数の被害回復関係業務を実施するとはなかなか考えられないところですので、ノウハウの蓄積はどこまでできるのかということがあります。

そして、手続の効率化が実現することは誰にメリットがあるのかということですが、まず、直接的には不必要な経費の削減につながりますので、団体にとってメリットになる部分がありますが、団体の方の報酬費用が制限されている関係で、不必要な経費の削減というのは結局消費者の取戻し分をふやすということがあります。消費者の取戻し分をふやすというのはかなり大きなメリットだと思われまして、また、より低額の被害についても取り組めるようになることも社会的な意義があるのではないかとこのところがありますので、消費者庁においては大規模事件の対応について検討を続けてはどうかということを記載しております。

6の「会計」の「(1)収支計算書」は、それぞれ代替処理を考えてはどうかというところを考えています。

「(2)経理の区分方法」について記載しております。現行法は経理を一定区分する必要があるところですが、区分方法については必ずしも明らかではない部分がありますので、当面そういうものについては団体の判断において適宜案分して、収支計算書の注記や事業報告書に案分の方法を記載するという方法で対応してはどうかと考えております。ただ、将来的には、適格消費者団体と特定適格消費者団体における判断の迷いを避ける観点から、統一的な考え方を設けることの是非を検討してはどうかと記載しております。

第6については以上になります。

○升田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見ございましたらお願いいたします。どうぞ、岡本委員。

○岡本委員 1点だけ御質問です。26ページの6の会計の(1)の上段の部分なのですが、この趣旨は非常によいというか、二重でつくる必要はないというのはおっしゃるとおりだと思っています。NPO法人は活動計算書で代替し、公益を持たれた社団と財団については正味財産増減計算書で代替する。これは非常にわかりやすいと思っているのですが、一番最後に、一般の社団、財団については基準が存在しないので公益法人の会計基準で示されているものをつくりなさいというふうにおっしゃっている、そういう理解でよろしいですか。

○小田専門官 今の御質問については、岡本委員のおっしゃるとおり、そういうような前提でおります。

○岡本委員 なるほど、承知しました。ここは、やはりおっしゃるとおり、一定の基準があった方がいいと思いますので、一般であっても公益並みのものをここは記録するという事でよろしいのではないかと思いました。ありがとうございます。

○升田座長 そのほか、いかがでございましょうか。どうぞ、長谷川委員。

○長谷川委員 やや細かくて恐縮ですが、23ページの「3 役員等の住所等の変更の届出の簡素化」のところで、24ページに行きまして、最後のパラグラフで「内閣府令を改正して、役員、職員及び専門委員の住所、略歴及び電話番号その他の連絡先については変更の届出が必要ないこととするのが適当」とされております。基本的に、全体として提出書類を合理化して、団体の皆さんあるいは政府の負担を軽減するという方向性に賛成いたします。他方で、この報告書にも書かれておりますが、引き続き適切な認定・監督が行われるというのが、大前提になると思っております。

役員のところですが、これまでの議論を議事録で拝見しますと、専門委員についてはボランティアベースでやられているので、それについても遅滞なく変更を届け出るというのはいかなるものかという議論があったと承知しておりますが、役員全体についても同じようにしていいのかというのは、やや疑問がございます。例えば一般の民法の法人ですと代表者については住所を登記しなければいけなくて、それについて変更があった場合は、遅滞なくなのか一定期間以内なのかわかりませんが、届出が必要となっているかと思えます。

「4 認定の有効期間の伸長」の部分には書いてありますが、ほかの法制とか行政制度との並びでバランスが問題ないかというところをいま一度チェックした方がいいような気が若干いたします。

○小田専門官 今、御意見をいただいた点についてはこちらの方で引き取って検討させていただきます。

○升田座長 どうぞ、磯辺委員。

○磯辺委員 認定申請時に提出した資料で変更があれば、原則として変更届を出すということになっていますので、例えば代表者の変更の場合には当然、登記簿の変更を行いますから、それは変更届として提出するという実務対応になります。少なくとも代表者の住所変更についてはお届けするというのは、このことが緩和されたとしても維持されているということだと思います。

○長谷川委員 わかりました。

○升田座長 そのほかいかがでしょうか。それでは、大高委員。

○大高委員 まず、1点、5の大規模事件への対応の検討ですが、大規模事件においては何らかの対応が必要ではないかという視点は非常に重要なものだと思います。集団的な消費者被害回復訴訟制度というものを幅広く使うためには、やはり大規模事件に取り組んでもらわないとだめだろうと思いますので、それに対して何らかの方策をとる、検討するという事は非常に適当だと思います。

ただ、もう少し例示といいますか、こういった事項を検討するとか入れられないかと思っていて、前回も少しアメリカの実情を踏まえて申し上げましたけれども、現状の法令やガイドラインの規定のままで特定適格消費者団体が大規模な事件に取り組むというのは正直難しいのではないかという感想を持っております。例えばこれは一例ですけれども、簡易確定手続における受任手続の簡素化とか、そういった幾つか検討すべき事項を、方向性を示す意味で何か入れられないかということを感じて持っております。

もう一点、今、議論になりました役員等の住所の変更届の簡素化については、磯辺委員からありましたように、代表者については別論として十分あると思いますけれども、それ以外については、基本的には更新の都度、情報は提供するわけですから、更新の期間の間については特に必須の情報ではないという感想は持っております。意見として申し上げておきます。

以上です。

○升田座長 大規模事件については、何をどういう事務処理するのかということ自体が実務上必ずしも定着していないところあって、議論しようとしてもなかなか難しいところがあるのではないかと思いますので、そこはやはり今までのノウハウを十分提供していただかないと実際に運用されるときにどの辺が問題になるかというのは一つの問題ではあると思います。

なお、御存じの方はいらっしゃると思いますが、裁判所に出してある司法研究報告書の中では大規模事件の審理についての研究結果というものもありますし、それが基礎となったかどうかというのは定かではないのですが、現在施行している民事訴訟法では若干の規定が設けられているということでもありますので、それは基本的には裁判所の審理の観点からの検討ですが、今おっしゃっているのは訴訟を提起するに当たってのさまざまな事務処理の問題だと思います。そこら辺はまたいろいろ御意見があればおっしゃっていただければと思います。



どうぞ、伊藤委員。

○伊藤委員 先ほど長谷川委員の方から、職員や専門委員に関してはボランタリーベースでということなので余り煩雑なことを求めるのもという議論があっただろうということですが、役員についても、今の適格消費者団体の役員は基本、ボランタリーベースでやっていて、専門委員と変わらない状況にあることは、これまでのヒアリングでも出ておりますので、そういう意味では同じかなと思っております。そこはちょっと御説明させていただきたく思います。

以上です。

○升田座長 それでは、予定としまして、第7、いよいよ最後になりますけれども、これの御説明をお願いしたいと思います。

○小田専門官 第7の「おわりに」の部分について御説明します。

まず、1として今後の考え方を示させていただいております。「消費者委員会消費者行政における新たな官民連携の在り方ワーキンググループ」の報告書を参考にさせていただいております。消費者問題が多様化するにつれて、その調整、解決のために消費者行政に対する国民の期待が高まっていると考えております。ただ、消費者行政におけるマンパワーや財源には限界があるところですので、消費者行政のみの力によって生起する消費者問題の全てに対処しようとすることは現実的ではありません。そこで、消費者行政においては、民間団体を活用しつつ、消費者問題に対処する必要があると考えられます。もっとも、消費者問題の調整、解決のために民間団体を活用するといっても、それを消費者団体に任せきりにすることでは決してありません。民間団体に任せきりにすることは、消費者問題から目を背けていることにはかならないと考えられます。民間団体を活用するとしても、その民間団体が効率的に活動して消費者問題に対処できるよう必要な支援を行うべきではないかと書いております。消費者団体訴訟制度は、消費者問題に対処するために民間団体を活用する典型例です。今後、消費者庁においては、このような観点から適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対し必要な支援に取り組むことが期待されるとなっております。

2で今後の視点について示させていただいております。3点あります。

まず、詐欺的な悪質事業者対策としての機能強化です。詐欺的な悪質事業者が被害を発生させた場合と善良な事業者が誤って被害を発生させてしまった場合とでは、被害を発生させている点では異なることはありません。しかし、善良な事業者の場合は自主的な被害回復のための対応が期待できるのに対して、詐欺的な悪質事業者の場合はそのような期待をすることはできないということがあります。

このような違いがあるため、詐欺的な悪質事業者の場合は事前にその行為を差し止める必要性が高く、また、発生した被害を強制的に回復させる必要性が高いと言えます。このような必要性が高い差止請求や被害回復が奏功するようになれば、消費者団体訴訟制度の社会的な価値が高まり、今まで以上に制度に対する国民の理解も得られると考えられます。もっとも、詐欺的な悪質事業者は逃亡や財産隠匿を図る可能性が高いので、このような者

に対する差止請求や被害回復は決して容易ではないと考えられます。そこで、この取りまとめにおいて幾つかの詐欺的な悪質事業者対策としての提言をしているところではあります。今後これにとどまることなく、引き続き詐欺的な悪質事業者対策としての機能強化を検討すべきではないか。

2点目に、支援は適切な範囲で行われるべきことに留意する必要があると思います。適格消費者団体及び特定適格消費者団体が支援に依存するようになってしまうと、民間団体としての自立性、自主性が損なわれることとなります。自立性、自主性を損なうことがない適切な範囲において支援は行われるべきではないかとしております。

3点目に、団体間の差異に留意する必要があると考えられます。差止請求の制度が創設された当初に認定された適格消費者団体は、既に数回の認定の有効期間の更新を経ており、その間、ノウハウを蓄積して経理的基礎も積み増しされている状況であります。こういうような団体については特定認定を得ることが現実的な目標になっております。他方で、認定されたばかりの適格消費者団体は試行錯誤しながら活動を行っており、また、適格消費者団体を目指そうとして地域での活動を開始した消費者団体もあります。このように団体間でも差異が生じつつあるところなのですが、この差異は特定認定される適格消費者団体が誕生すればより一層大きくなるのではないかと考えられます。

そこで、今後は、団体間の差異に留意して支援の取り組みを考える必要があると思われる。特に規模の小さな適格消費者団体や適格消費者団体を旨とする消費者団体の要望はどうしても埋もれがちだと思いますので、規模が小さいゆえにさまざまな努力をしても課題の解決が困難な場合があります。これらの団体の要望には積極的に耳を傾けてはどうかと書いております。

3として、最後に団体に対する期待を述べたいとしております。適格消費者団体はこの間、消費者の利益の擁護のためにボランティア精神で活動してきております。その精神、活動には深く敬意を表したいと思っておりますが、消費者団体訴訟制度の将来像は団体の活動の成果にかかっております。団体が消費者庁による必要な支援を受けながら、今後も消費者の利益の擁護のために活動をし、国民の理解が得られる成果を残して、この制度がより一層発展することを期待しつつ、結びの言葉としたいとしております。

以上になります。

○升田座長 ありがとうございます。

いよいよ最後のパートですけれども、なお、念のために申し上げておきますと、この文書自身は委員の方々の総意に基づく文書でありまして、期待するとか何とかと言っているのは委員の方々の感情というところなんです。今、専門官がお話しになっているので、いかにも専門官の方がというような印象をお持ちになっている懸念があるものですから、念のためと思っておりますので、申し上げている次第です。そういう前提で、御質問、御意見ございましたらお願いいたします。どうぞ、磯辺委員。

○磯辺委員 すみません。先ほど第6のところでも少し言い漏らしたことがありまして、ち

よっと触れさせていただきます。

第6の「そのほか」の課題は丁寧に拾っていただいて前向きに御検討いただいているということで、大変ありがたいと思っております。1点だけ、4の「認定の有効期間の伸張」のところの最後が「検討を続ける」となっています。ここは皆さんの総意が得られればですけれども、「検討を進める」ぐらいにもうちょっと踏み込んでいただいた方がいいかなと感じました。それは要望です。

「おわりに」のところですが、これも記載されている内容に特段、異論はございません。ただ、今回の支援検討会で課題化されたものの実行の結果ですとか、特定適格消費者団体の活動状況等を踏まえて、改めて支援の在り方については一定の時期に検討していただく必要があろうかと思っています。この制度を円滑に活用するための支援の在り方というのは、ある意味、PDCAで回していく性格だと思いますので、その点を付記いただければと思います。

以上です。

○升田座長 そのほか、いかがでしょうか。大高委員。

○大高委員 「おわりに」のところでおまとめいただいた内容は、基本的にはまことに適当な取りまとめではないかと思っておりますが、私も1点、今後の必要な支援に取り組むに当たっての留意点ということに関して、磯辺委員の意見に賛成するところであります。

この報告書にもたびたび出てきますけれども、新しい、特に集団的消費者被害回復訴訟制度は類例のない制度ですので、やはり動かしてみないとわからないという部分が多々あるというのが実情だろうと思います。そういう意味で、実際の団体の活動状況、運用状況を踏まえて、我々が想定しなかったような問題が出てくることもあると思いますので、継続的にモニターをして、適宜必要な適切な支援をするという点は留意点としてお書きいただいてもいいのではないかと思っております。

以上です。

○升田座長 そのほか、いかがでしょうか。榎本委員。

○榎本委員 「おわりに」の部分、私も大きな違和感は感じておりませんので、これでいいと思いますが、2番目に必要な支援というところがございます。今日も財政的な支援等を含めていろいろな議論が行われてきたと思っておりますけれども、財源確保の実行可能性がどれぐらいあるのか、私も今わからないのですが、仮に国の財政支援が可能になった場合、私は消費者庁さんの監督に非常に期待をしておりますので、しっかりと監督をしていただきたい。情報公開も含めて、そこはしっかりとお願いしたいというところでございます。

もう一つ、これも2のところに関係するのですが、詐欺的な悪質事業者、これは前回も申し上げたのですが、事業者とは言えない悪質な者の情報収集、情報管理あるいは公開については、本検討会は消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資するということがありますが、この法律にとどまらず、改正消費者契約法と相まって、しっかりと情報収集、公開も含めてしていただきたいというお願いでございます。

以上です。

○升田座長 そのほか、いかがでしょうか。岡本委員、どうぞ。

○岡本委員 最後の取りまとめの言葉に温かいメッセージも入れていただいて、私も、すぐくすてきなメッセージをありがとうございますと伝えたいと思います。

3の「最後に」のところなのですが、ここで期待を述べていただいて、敬意を書き添えていただいているのが本当によいなと思いました。同時に、支援するという言葉だけではなくて、それぞれの役割がある、それは民間の役割もあれば国の役割もあって、生態系という言葉を使ってしまうとちょっと行き過ぎなのかもしれないのですけれども、役割分担の中で民間の消費者の利益の保護というところにも向かっていきたいと思いますというようなメッセージが入ると、より一緒にやっていくというメッセージになると思いました。実際にそのように取り組んでいただいていると思いますので、もし言葉が入るようでしたらどこかに御検討いただけたらと思いました。

以上です。

○升田座長 ほかにいかがでしょうか。長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 岡本委員がおっしゃられたことと似ているのですが、余り答えのないことを申し上げるかもしれません。「おわりに」のところの1パラグラフ目、2パラグラフ目で「民間団体を活用」という言葉が出てきます。ほかのところで使っている言葉なのかもしれませんが、活用というのは上から目線のようにも感じられますので、「連携・活用」とか、そういった言葉の方がよろしいのではないかと思います。「連携」を入れるのが不適切な文脈もあるかと思いますが、そこは御精査いただければと思います。

もう一つ、全体としてはもちろん違和感はなくいいと思うのですが、2パラグラフ目の最初の2文がやや強いというか、言い切っていることに違和感がございます。任せきりにしているわけではなく、まず、民間団体の方にやっていただくという制度だと思えます。それがワークするようにうまく支援なり、あるいはガイディングしていくというのが多分国の役割なのだと、市場原理におけるマクロ経済の国の役割のような感じだと思います。「目を背けて」とか、そういう感じではないのではないかと思いますという気がしております。

もう一つは、効率的な活動をしていただくことももちろん重要ですが、適切に活動していただくことも重要だということで、適切性の観点も入れた方がいいのではないかと思います。

○升田座長 では、伊藤委員。

○伊藤委員 最後の「おわりに」の部分です。メッセージについて、細かいところはあるにしても、委員の皆様の御賛同をいただけるということかと思いました。大変ありがたいですし、励みになるとともに、適格消費者団体としては身を締めつけてやっていかないといけないと思う次第でございます。

また、規模の小さな団体の要望に積極的に耳を傾ける必要があるという点を挙げていただいた点も、規模の小さい団体として今回参加させていただいています私としても、ここ

も大変ありがたいと思っております。

これまでの繰り返しになるかもしれませんが、できれば「消費者庁として留意すべき点」というところに、先ほど磯辺委員からもありましたが、今回提案いただいている支援策というのはいろいろ濃淡があるかと思いますが、具体的な方向性がある程度決まっているもの、是非も含めて今後検討をしていこうというもの、いろいろあるかと思いますが、その支援策の具体化をしていくという段階では、制度の担い手であります適格消費者団体と特定適格消費者団体の意見要望に積極的に耳を傾けていただいて、意見交換を今後も引き続き続けていくということを是非お願いしたいと思っておりますのでございます。ありがとうございました。

○升田座長 ありがとうございます。

それでは、今日、いろいろ御発言いただきました内容は、おおむね情報提供していただいた部分と印象を述べていただいた部分、御質問のありましたところは答えていただきましたけれども、そのほか修正、追加の御希望のある部分、さらに検討してほしい旨の御希望のある部分がありまして、事務局の方ではそういう点を踏まえて御検討いただきたいと思っております。次回が最終回でありますので、今回は最終取りまとめの、若干の微調整は残るかと思っておりますけれども、最終案としての御決断を各委員にお願いしないといけないということですので、是非その覚悟の上で御出席をお願いしたいと思います。

今日、いろいろ御発言ありました中で、もし事務局の方でこの辺は今日一応話をしたいという部分がありましたら、どうぞ。よろしいですか。

それでは、そういう趣旨で御検討いただきたいと思っております。

では、本日は、途中いろいろ工事の音や、今ひょっとして雷でも近づいているのかわかりませんが、天候も不順で非常に蒸し暑い中、しかもお忙しい中、御出席いただきまして、どうもありがとうございました。

本日の検討会はこのあたりでと言っても、雨が降りそうなので、このまま雨の中に皆さん方をほっぽり出すのも何かと思うのですけれども、もう終わりましたので、最後に消費者庁から連絡事項をお願いして、終会としたいと思います。

では、お願いいたします。

○加納課長 本日も精力的に御議論いただきまして、どうもありがとうございました。

座長に適切にまとめていただきましたとおりでございますけれども、私どもの方でまた修文を検討いたしまして、早目に御相談をさせていただいて、次回、最後の取りまとめに備えたいと考えておりますので、また、御協力、御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

今回は6月24日（金）の午前10時から予定をしております。会場等の詳細が決まりましたらまた御連絡をさせていただきます。

私から以上でございます。

○升田座長 それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。皆さん方、どうもあ

ありがとうございました。第8回の最終回になりますけれども、よろしく願いいたします。